

広島市

ファミリー・サポート・センター

利用の手引き



2025.12

目次

ファミリー・サポート・センターとは	1
会員の種類	2
援助の内容	3
会員登録からマッチングまでの流れ 援助活動の流れ	4
会員の約束	6
利用料金の基準	7
補償保険制度について	8
活動にあたって	10
災害時対応マニュアル	13
安全チェックリスト	14
病児・病後児の援助活動	16
広島市ファミリー・サポート・センター会則	17
様式集（抜粋）	

ファミリー・サポート・センターとは

広島市ファミリー・サポート・センターは
子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、
援助を行いたい人（提供会員）が、子育ての
相互援助活動を行う会員組織（有償ボラン
ティア）です。

センター事務局が子育ての手助けが必要な
人を結びつけるお手伝い（支援）をします。



会員の種類

提供会員

広島市内に居住し、心身ともに健康で、子育ての援助活動に理解と熱意がある20歳以上の人。センターの実施する講習会等を受講していただきます。

病児・病後児 援助会員

提供会員のうち、センターの実施する「病児・病後児援助についての専門講習会」を受講した人。

依頼会員

広島市内に居住し、0歳から小学校6年生までのこどものいる人。センターの実施する説明を受けていただきます。

両方会員

依頼会員、提供会員の両方を兼ねることもできます。



入会金・会費は、無料です

援助の内容

対象は0歳から小学6年生までのこどもです。

- 保育園、幼稚園などの保育開始時間まで、または保育終了時間後にこどもを預かります。
- 保育施設等へこどもを送迎します。
- 放課後児童クラブ終了後に、こどもを預かります。
- 学校の放課後にこどもを預かります。
- 病気や病気の回復期のこども（医療機関受診済みの場合に限る。）を預かります。
- 残業、出張の際の宿泊を伴うこどもの預かりをします。
- 冠婚葬祭や買い物、学校行事の時などにこどもを預かります。
- その他、用事の時などにこどもを預かります。

- 注1 こどもを預かる場所は、原則として提供会員の自宅です。
- 注2 援助活動の開始・終了にあたっては大人から大人への引渡しが原則です。
- 注3 病気のこどもの受診付き添いは原則として行いません。
- 注4 家事援助は行いません。
- 注5 送迎は徒歩でできない場合、公共交通機関またはタクシー利用が原則となります。

会員登録からマッチングまでの流れ

- ① センターのしくみやセンター会則等を了解のうえ、登録手続きをします。
- ② センターが依頼会員の希望の条件にあう提供会員を探し、援助可能か確認します。
- ③ 提供会員が援助可能な場合は依頼会員に提供会員を紹介します。
- ④ 依頼会員は、紹介された提供会員に1週間以内に電話連絡し、事前打ち合わせの日程を決めます。この事前打ち合わせを「**マッチング**」と言います。
※登録手続きから、マッチングまでに通常3週間程度かかります。
※援助可能な提供会員がない場合があります。
- ⑤ 依頼会員はマッチング時に「事前打ち合わせ票」を記入しコピーしたものを準備して、援助を受けることと一緒に提供会員のところに出向きます。事前打ち合わせ票を提供会員に渡し、援助してほしいことやこどもの状況（健康、好きな遊びなど）や自宅、保育施設の確認、緊急時の連絡先や避難先の確認等、十分な打ち合わせをします。お互いに理解を深めておきましょう。
- ⑥ マッチングが終了したら、依頼会員がセンター事務局にマッチング終了の報告をします。

援助活動の流れ



援助が必要になったら

- ① 依頼会員はセンターに依頼の申し込みをします。
【申し込みの際に確認する内容】
会員番号・名前・依頼日時・援助を希望するこどもの名前・活動内容・提供会員の名前・承諾結果の連絡先・提供会員が承諾済みかどうか等
- ② センターはマッチングしている提供会員に連絡をします。
- ③ センターは承諾の結果を依頼会員に連絡します。
- ④ 依頼会員は提供会員と連絡を取り、依頼日当日の打ち合わせをします。
※センターの休館時などで、緊急の場合は、提供会員に直接依頼することもできます。
ただし、その場合でも必ず援助時間前にセンターへ連絡してください（留守番電話、FAX、メール可）。連絡のない活動については、保険は適用されません。
※依頼を取り消す場合は、依頼会員から提供会員とセンターに速やかに連絡してください。

⑤ 援助活動

援助が終わったら

- ⑥ 確認、利用料の授受
提供会員は、援助が終わったら「援助活動報告書」を作成し、依頼会員に確認してもらいます。依頼会員は利用料や、実費を提供会員に支払います。
- ⑦ 活動報告書の提出
提供会員は、翌月の5日までに「援助活動報告書」（ファミリー・サポート・センター控用）をセンターへ提出します。

会員の約束

依頼会員

提供会員

- 広島市ファミリー・サポート・センター活動の趣旨と決まりを守りましょう。
- お互いのプライバシーを守りましょう。
- 必ず事前の打合せ、連絡を行い、お互い理解のもとに活動しましょう。
- 活動中は会員証を常に携帯し、身分を証明する必要がある時は、提示してください。
- センターに連絡なしに、会員同士で活動を行わないでください。
(活動を行うときは必ずセンターに連絡してください)
センターに事前連絡のない活動は、補償保険が適用されません。
- 1人の提供会員が一度に預かることができるこどもの人数は、原則として1人です。(ただし、きょうだい児の預かりの場合を除きます。)
- 住所、電話番号など、変更があった場合は、センターに連絡してください。なお、1年以上住所不明の場合は退会になります。
- 退会の場合は、会員証を添えて、退会届を提出してください。
- 年度末に行う意向調査票に回答してください。3年以上回答がない場合は、退会になります。

依頼会員

- 依頼した内容以外の活動は頼まないでください。
- 気になることがあれば、事前に提供会員に伝えておき、トラブルや事故が生じないようにしましょう。
- 依頼する当日は、こどもの健康状態を十分に把握し、提供会員に伝えましょう。
- 活動終了後、定められた利用料や実費を提供会員に渡してください。
- おやつや食事が必要な場合は、十分打合せをしてください。

提供会員

- 活動中に事故が生じた場合は、速やかに依頼会員に連絡してください。また、センターにも必ず連絡してください。
- 活動終了後は、援助活動報告書を作成し、依頼会員とセンターに提出してください。センターには、活動の翌月5日までに提出して下さい。
- フォローアップ講習会又はスキルアップ講習会を3年に1回以上受講してください。

利用料金の基準 (会則第15条による)

活動時間	1時間あたりの利用料金
月曜日～金曜日 《午前7時～午後7時》	700円 <small>(病児・病後児 900円)</small>
土曜日・日曜日・祝日 上記の時間帯以外	900円 <small>(病児・病後児 1,100円)</small>

- 活動時間は、提供会員がこどもを預かった時から依頼会員へ引き渡した時、保育施設等に送り届けた時までの、実援助時間をいいます。
- 最初の1時間まではそれに満たない場合でも1時間とみなします。
- 1時間を超える活動については、30分以内の場合は上記の半額とし、30分を超え、1時間までは1時間の金額とします。
- 1人の依頼会員が複数のこどもを預ける場合は、2人目から半額とします。
- 平日の午前7時と午後7時をまたぐ1時間は800円となります。
- 1日2回以上の活動のある場合はそれぞれ1回ごとの料金になります。

依頼の取り消しについて

- 前日までの取り消しは無料です。
- 当日、予定時刻前までの取り消しは、予定利用額の半額を支払います。
- 依頼予定時刻までに取り消しの連絡をしなかった時は、予定利用額の全額を支払います。

実費について

- 食事（ミルク）代、おやつ代、おむつ代等については、依頼会員が実費を支払います。
- 送迎は、徒歩でできない場合、公共交通機関、またはタクシーを利用します。送迎にかかる実費はすべて依頼会員が支払います。ただし、やむなく提供会員の自家用車を利用する場合、チャイルドシートは依頼会員が準備し、車代（ガソリン代ほか）のことなど話し合いの上、責任を持って活動してください。

補償保険制度について

補償保険の目的

会員間での解決を基本原則としますが、会員相互の万一の事故に備えて、センターで補償保険に加入しています。会員になると自動的に「サービス提供会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼こども傷害保険」の3つの保険に加入することになります。

(保険料については、センターが負担します)

サービス提供会員傷害保険

提供会員が、援助活動中や、援助活動のため自宅と援助を受けるこども宅や保育園などへの往復途上（自宅との通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被ったときに補償します。

事由	保険金額（補償額）	保険金をお支払いする場合
死亡	350万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 14万円～350万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院(1日)	2,000円	事故日より180日を限度
手術	2,000円×所定倍率	事故日より180日を限度
通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度

賠償責任保険

提供会員が、活動中、監督ミスや提供した飲食物物が原因で子どもや他人の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、センターまたは提供会員が負担する賠償金等を補償します。

事 由	てん補限度額（補償額）
対人・対物賠償(1事故につき)	2億円
初期対応費用	1,000万円
訴訟対応費用	1,000万円
見舞金・見舞品	10万円
現金盗難	10万円

※自動車で送迎をしてけがをした場合は、サービス提供会員傷害保険と依頼子ども傷害保険は適用されますが、賠償責任保険は適用されません。

※依頼会員の子どもが、提供会員宅の財物を破損、また、提供会員の子どもにけがをさせた場合等、提供会員に対し、30,000円を限度にお見舞金を支払うお見舞金制度もあります。

依頼子ども傷害保険

依頼会員の子どもが、援助活動中に事故を被った場合、提供会員の過失の有無にかかわらず補償します。

事 由	保険金額（補償額）	保険金をお支払いする場合
死 亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 12万円～300万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院(1日)	1,000円	事故日より180日を限度
手 術	1,000円×所定倍率	事故日より180日を限度
通院(1日)	1,000円	事故日より180日以内で90分を限度

活動にあたって

安全への対応

こどもの事故は、ちょっとした気配りで防ぐことができます。会員一人ひとりが十分注意を払って、援助活動を安全に行ってください。

こどもから目を離さないで！

こどもは大人が考えていないような行動をすることがあります。決して、目を離さないようにしましょう。

こどもの目線でもう一度確認を！

こどもの手の届くところに危険な物やたばこ、ポットなどを置いていませんか。

また、誤飲につながる小物や薬品なども置いていませんか。こどもの目線になってもう一度確認しましょう。

家の中で事故の起こりやすいところはないですか？

階段、ドア、風呂場、台所、ベランダなど、常に安全に気を配り事故が起こらないように、活動前は必ず安全チェックリスト(P14、15)でまわりの環境を確認しましょう。



特に注意しましょう！

乳幼児を預かるときの注意

特段の理由がない限りはあおむけに寝かせ、顔がよく見えるようにします。睡眠中は定期的に呼吸を確認しましょう。こどもを一人にすることなく、窒息や誤飲、けがなどを未然に防ぎましょう。

転倒事故の防止

こどもの進路につまずきやすいものや段差がないか注意を払い、こどもと手をつないで歩くなど転倒しない工夫をしましょう。

遊具などからの落下事故防止

遊具の正しい利用方法を守らせるようにし、こどもから目を離さないでこどもの動きに対応できるよう気を付けましょう。

自動車・自転車の使用時の事故防止

自動車についてはこども（6歳未満）を乗車させる場合、チャイルドシートの使用が義務付けられています。必ずチャイルドシートに座らせ、シートベルトをしっかり締めましょう。

やむなく、自転車に同乗させる場合は、チャイルドシートが整備されていることを十分に確認し、ヘルメットを使用しましょう。

火気の使用における事故防止

ストーブなどの火気を使用する場合には、こどもが触れることのないようにガードをつけたり、手の届かないところに配置しましょう。

病気やけがへの対応

援助活動中に、預かっているこどもが急に熱を出したり、けがをす
るなどの異常が認められたときは、まず、提供会員自身が落ち着いて
次の行動を取るようにしましょう。

1. 依頼会員に連絡する。

こどもの様子や状況をできるだけ詳しく説明
してください。
落ち着いて、順序よく伝えましょう。



2. 依頼会員の指示を受ける。

緊急を要する場合でなければ、まず依頼会員と相談し、対応
しましょう。
依頼会員は必要な指示をわかりやすく伝えてください。
独自の判断で投薬や、医療機関の受診はさせないでください。

3. 緊急を要するけがや病気の場合は、 119番へ通報。

救急車が来るまでの手当ての方法を聞き、それに従ってくだ
さい。医療機関へ連れて行く際は、必ず事前打ち合せ票を持参
してください。

4. センターに連絡する。

保険の手続きを行う必要上、病気やけがへの初期対応が済み次
第、センターに報告してください。

重大事故発生の場合、当日中に連絡をしてください。休館中は
健康科学館 (TEL:082-246-9100) へ連絡してください。
(防災センターへつながります。)

災害時対応マニュアル

- 災害発生時の対応
(いずれの場合も、可能な限り会員同士で連絡を取るようになしてください)

ケース	対 応	
活動予定日の 援助活動前に 発生	発生当日は 原則活動中止	<p><提供会員> ○ご自身の安全確保を最優先に行動してください。</p> <p><依頼会員> ○送迎依頼した子どもが保育施設等にいるときに災害が発生した場合、依頼会員が迎えに行ってください。</p>
援助活動中に 発生		<p><提供会員> ○子どもとご自身の安全確保を最優先に行動してください。 ○状況によっては、避難所その他安全な場所へ移動してください。 ○依頼会員に子どもを引き渡すまで、責任を持って預かってください。</p> <p><依頼会員> ○ご自身の安全を確保した後、当初の活動終了予定時間より前であっても、速やかに子どもを引き取ってください。</p>
翌日以降の 活動再開に ついて	安全が 確保できるまで 活動中止	<p><提供会員> ○ご自身の健康状態や家屋の状態等を踏まえて判断してください。</p>

※補足事項※

- ◆ここでいう災害とは、「震度5弱以上の地震発生、豪雨等による特別警報の発表、その他活動地域において警戒レベル4（避難勧告等）が発令される事態」を目安とします。
- ◆上記の目安に該当しない場合でも、安全確保の観点から十分に情報収集を行い、提供会員や子どもの状況（心身・居場所・家族等）を踏まえ、会員同士で相談するなどして、活動実施の適否を判断してください。
- ◆災害（上記の目安に該当するもの）を理由としたキャンセルには、原則としてキャンセル料は発生しません。
- ◆台風や豪雨等、前日までにある程度の予測ができる場合は、会員同士で事前のキャンセル、活動時間の変更等を相談・検討してください。
- ◆災害の発生により、依頼会員が直ちに迎えに来られない場合など、預かり時間が延長となる場合があります。（延長に係る利用料は依頼会員の負担とします。）
- ◆提供会員宅での預かりが危険となった場合、避難所その他安全な場所に移動して預かりを継続する場合があります。
- ◆活動時間や内容に変更が生じた場合、依頼会員は速やかにセンターへ連絡してください。

安全チェックリスト

援助活動を始める前に、お子さんにとって危険がないか、このチェックリストを使って確認を行いましょう。

チェック項目	✓
① こどもだけにして家を留守にすることはありますか。	
② 火災や地震の際の避難方法・避難場所を考えていますか。	
③ 119番を呼ぶ際に必要となる情報（活動場所の住所、目印となる建物）について把握していますか。	
④ 緊急連絡先（依頼会員、センター、かかりつけ医など）を控えていますか。	
⑤ 階段や段差のあるところには、こどもが落ちないような対策がしてありますか。	
⑥ ドアがボタンと閉まらないような対策がしてありますか。	
⑦ たばこ、ライター、薬、化粧品、洗剤、刃物などをこどもの手の届かないところに置いていますか。	
⑧ 硬貨、ピアスなどの小物、あめ玉、ピーナッツ、電池、磁石などこどもが飲み込んでしまうようなものはこどもの手の届かないところに置いていますか。	
⑨ ビニール袋やラップなどをこどもの手の届かないところに置いていますか。	
⑩ 熱いお茶、ポット、鍋、アイロンなどをこどもの手の届かないところに置いていますか。	
⑪ 反射式石油ストーブやファンヒーターなどは、こどもの手の届かないような対策がしてありますか。	

⑫	浴槽や洗濯機に水を溜めたままにしませんか。浴室に鍵をかけるなど、こどもが一人では中に入れないような対策がしてありますか。	
⑬	こどもがベランダや窓から外に飛び出さないように踏み台となるようなものを片付けましたか。一人で出ないように鍵をかけましたか。	
⑭	こどもをベビーベッドなど高いところに寝かせる場合、転落防止のための対策は取ってありますか。	
⑮	こどもの寝床にぬいぐるみやタオル等、口や鼻をふさぐ危険があるものを置いていませんか。	
⑯	ブラインドの紐は首をひっかけてしまわないように、こどもが届かない高さでくくってありますか。	
⑰	自動車の中にこどもを一人にしておくことがありますか。	

災害対策チェック表

チェック項目		✓
①	災害時対応マニュアル (p13) を確認しましたか	
②	自宅その他預かりを行う場所の安全を確認していますか。	
③	送迎ルートなどで危険な場所はありませんか。	
④	会員同士で、緊急時の避難場所について確認していますか。	
⑤	避難場所への経路を把握していますか。	
⑥	会員同士で、緊急時の連絡先を複数確認していますか。 (メールアドレスなども交換しておくで安心です)	
⑦	災害時、連絡手段が途絶えたときのために、災害用伝言ダイヤル「171」の使用方法を確認していますか。	

病児・病後児の援助活動

ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児の一時預かりは、病気あるいは病気の回復期にあり、保育園等の集団生活が困難な子ども（医療機関受診済みの場合に限る。）の預かりをいいます。活動を行えるのは、病児・病後児援助会員に限ります。あらかじめ、病児・病後児援助会員とのマッチングが必要です。

活動の流れ

- ① 病気の子どもを預けたい場合は、あらかじめ現在のこどもの病状等を依頼会員自身が「家庭からの病状連絡票」に記入したうえで申込みをします。
- ② 援助の申込みの流れは通常援助の時と同じです。申込時には病状等をセンター事務局へ詳しく説明しましょう。
- ③ 援助活動当日は依頼会員は、こどもの様子を「家庭からの病状連絡票」に追記するとともに、与薬が必要な場合は「与薬依頼書」を作成のうえ、薬とともに病児・病後児援助会員に渡して、お互いにしっかりと内容を確認します。
- ④ 援助活動は、「家庭からの病状連絡票」及び「与薬依頼書」にもとづき行います。与薬後「与薬依頼書」の与薬確認欄にチェックします。
- ⑤ 活動終了後、与薬状況を「与薬依頼書」により依頼会員とともに確認し、依頼会員に返却します。実績報告等の流れは通常援助の時と同じです。

活動にあたって

- 活動中はお互いに必ず連絡がとれるようにしておきましょう。
- 病児・病後児の預かりは、きょうだい児であっても原則一人までとします。
- 病児・病後児の宿泊を伴う援助活動はできません。
- 病児・病後児援助会員による受診の付き添いは原則できません。
- 徒歩以外での送迎が必要な場合はタクシーで行います。（提供会員が運転して送迎することはできません。）
- こどもに下記の症状等がみられる場合、援助活動はできません。
 - ・ 38.5度以上の発熱がある場合
 - ・ 呼吸困難、喘息がひどい場合
 - ・ 脱水症状の兆候が見られる場合
 - ・ 意識がはっきりしない場合
 - ・ 熱性けいれんの既往がある（発熱している場合）
 - ・ 感染力の強い病気（インフルエンザ、ノロウイルスなど）の場合
- 与薬については安全に行えるよう、薬の量・時間・与薬方法・保存方法など**確実に守りましょう。市販薬の与薬は行えません。**

広島市ファミリー・サポート・センター会則

(名称)

第1条 本会は、広島市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。

(業務の実施及び事務局)

第2条 センターは広島市から委託を受けた公益財団法人広島原爆障害対策協議会が運営し、事務局を広島市健康づくりセンター健康科学館（広島市中区千田町三丁目8番6号）内に置く。

(センターの目的)

第3条 センターは、子育ての援助を行いたい者と子育ての援助を受けたい者を組織化し、地域における会員同士の子育てに関する相互援助活動（以下「援助活動」という。）を行うことにより、仕事と子育ての両立支援や地域における子育て支援の充実を図ることを目的とする。

(センターの業務)

第4条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織の運営に関すること。
- (2) 援助活動の調整に関すること。
- (3) 援助活動に必要な知識の普及に関すること。
- (4) 会員同士の交流の促進に関すること。
- (5) 関係機関・施設等との連絡調整に関すること。
- (6) 事業内容の周知、啓発に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、ファミリー・サポート・センターの目的の達成に必要なと認められること。

(会員)

第5条 会員は、センターの趣旨及びセンター会則を理解し、センターの定める所定の手続きに従い、提供会員、病児・病後児援助会員又は依頼会員としてセンターの承認を得た者とする。

2 会員は、次の各号に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 提供会員は、市内に居住し、心身ともに健康で、子育ての援助活動に理解と熟意を有する満20歳以上の子育ての援助を行いたい者で、原則として、センターの実施する講習会を全て受講したものとする。ただし、子育て支援員研修等センターが同様の研修を修了したと認める者については、この限りでない。
- (2) 病児・病後児援助会員は、前号で規定する提供会員のうち、センターの実施する病児・病後児の一時預かりに係る専門講習会を受講した者とする。
- (3) 依頼会員は、市内に居住し、小学校6年生までのこどもを有する者で子育ての援助を受けたいものとする。

3 提供会員又は病児・病後児援助会員と依頼会員は、これを兼ねることができる。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、所定の申込書を提出し、センターの承認を受けなければならない。

- 2 センターは、入会を承認したときは、会員として登録し、会員証を発行する。
- 3 会員は、入会申込書の内容に変更が生じたときは、速やかに届け出なければならない。

(会員の義務)

第7条 会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) 事業の趣旨を理解し、本会則を承認・遵守すること。
 - (2) 援助活動を通じて知り得た会員及びその家族の情報を他に漏らしてはならない。
 - (3) 援助活動を通じて営利活動及び宗教活動若しくは政治活動等を行ってはならない。
- 2 提供会員は、次の各号に掲げる義務を負う。
- (1) 援助活動中は会員証を携行しなければならない。
 - (2) 援助活動中のこどもの安全確保に努めなければならない。
 - (3) 援助活動中のこどもに事故、急病その他異常を認めたときは、依頼会員に連絡するとともに、状況に応じた適切な処置をとるものとする。また、初期の対応が済み次第、速やかにセンターへ連絡するものとする。
 - (4) センターが行うフォローアップ講習会又はスキルアップ講習会を3年に1回以上受講することにより、活動の質の維持・向上に努めること。なお、講習会のうち、緊急救命講習及び事故防止に関する講習については、少なくとも5年に1回受講すること。

(保険)

第8条 センターは、援助活動に関して生じた事故等に対応するため、ファミリー・サポート・センター補償保険又はこれに準じる保険に一括して加入するものとする。

(会員の資格喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当したときは、会員の資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出をしたとき。
 - (2) 市外に転出したとき。
 - (3) 年度末に行う意向調査の返信が3年以上ない場合。
 - (4) 連絡先不明の状態が1年以上継続した場合。
- 2 センターは、次の各号の一に該当したときは、会員の資格を喪失させることができる。
- (1) 会員としてふさわしくない行為があったとき。
 - (2) 会員が第7条に定める義務に違反したとき。
- 3 会員は、その身分を喪失したときは、直ちに発行された会員証及び会員の保有する個人情報に関する書類等をセンターに返還しなければならない。

(子育てアドバイザー)

第10条 第4条に規定する業務を行うため、センターに子育てアドバイザーを配置する。

(サブ・リーダー)

第11条 センターは、円滑な業務運営を図るため、一定の地域を単位とする会員グループ

を設け、子育てアドバイザーの指導の下で当該グループ会員の統括及び援助活動の調整等を行うサブ・リーダーを選任し、育成指導を行うことができる。

(援助活動の内容)

第12条 会員間で行う相互援助活動は、依頼会員と提供会員との請負又は準委任契約に基づくものであること。

- 2 提供会員による援助活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第5号の援助活動を行えるのは、病児・病後児援助会員に限る。
 - (1) 保育施設等の保育開始時間まで、又は保育終了時間後、こどもを預かること。
 - (2) 保育施設等へのこどもの送迎を行うこと。
 - (3) 放課後児童クラブ終了後、こどもを預かること。
 - (4) 学校の放課後、こどもを預かること。
 - (5) 病児・病後児の預かりを行うこと。ただし、原則として、受診付き添いは行わない。
 - (6) 残業や出張の際の宿泊を伴うこどもの預かりを行うこと。ただし、病児・病後児の宿泊を伴う援助活動は行わない。
 - (7) 保育施設等の休日その他の事由がある場合において、臨時的に終日こどもを預かること。
 - (8) 冠婚葬祭や買い物等、保護者の都合により一時的にこどもを預かること。
 - (9) その他子育て支援のために必要であり、提供会員と依頼会員との間で合意の得られた援助を行うこと。
- 3 前項の援助活動のうちこどもの預かりは、原則として、提供会員の自宅において行うものとする。ただし、提供会員と依頼会員との間で合意がある場合は、この限りでない。
- 4 1人の提供会員が一度に預かることができるこどもの人数は、原則として1人とする。ただし、きょうだい児を一度に預かる場合は、この限りではない。
- 5 依頼会員は複数のこどもの預かりを依頼することができる。ただし、病児・病後児の預かりは、原則こども1人までとする。

(援助活動時間)

第13条 援助活動時間は、原則として1時間を単位とし、1時間を超える場合は、30分を単位とする。

- 2 援助活動時間は、次の各号に掲げる時間の範囲をいうものとする。
 - (1) こどもを提供会員の自宅等において預かる場合は、提供会員がこどもを預かった時から、依頼会員がこどもを迎えに来た時まで。
 - (2) 保育施設等への送迎の場合は、提供会員がこどもを引き受けた時から、保育施設等に送り届けた時まで、又は、提供会員がこどもを保育施設等から引き受けた時から、依頼会員へ引き渡した時まで。

(援助活動の実施方法)

第14条 依頼会員は、援助を必要とする場合には、センターに対して援助の申込みをするものとする。

- 2 センターは、依頼会員からの援助の申込みについて、援助の内容、日時など必要事項を確認し、申込みの内容にふさわしいと認められる提供会員に連絡する。
- 3 依頼会員は、前項による依頼内容以外の援助を求めてはならない。
- 4 依頼会員は、援助の内容等について、提供会員と事前打合せを行う。ただし、緊急の場合及び打合せをする必要がないとセンターが認める場合については、この限りでない。
- 5 依頼会員は、病児・病後児の預かりに係る援助活動の時間について、病状悪化時の対応を踏まえ、かかりつけ医療機関等の開院時刻を考慮した上で、病児・病後児援助会員と事前打合せを行うものとする。
- 6 病児・病後児の援助活動はかかりつけ医療機関等の受診により病名等の診断結果を得られた後に行う。ただし、受診の結果等から特定の疾患や病状のため、保護者以外の看護が望ましくない病状等である場合は、援助活動は行わないものとする。
- 7 前項の受診に際しての付き添いは、原則として、こどもの保護者が行うものとする。
- 8 病児・病後児の預かりにおける病児・病後児援助会員による与薬は、医師から直接指導を受けた保護者の指示によるものとし、依頼会員は文書で病児・病後児援助会員に依頼しなければならない。
- 9 活動中に虐待と疑われる事案を発見した場合には、会員はセンターへ速やかに報告するものとする。
- 10 提供会員は、援助活動の実施後、センターが指定する援助活動報告書に活動内容等を記録し、依頼会員の確認を受け、押印の上、その控えを依頼会員へ発行するものとする。ただし、毎月複数回の利用があり、依頼会員の同意を得た場合には、当該月の2回目以降は継続紙の作成で足りることとし、依頼会員への控えの発行を省略できるものとする。
- 11 提供会員は、前項の援助活動報告書の控えを翌月の5日までにセンターへ提出するものとする。

(報酬等)

第15条 依頼会員は、提供会員に対し、援助活動の終了の都度、別に定める基準に従って報酬等を支払うものとする。

附 則 この会則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則 この会則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この会則は、平成22年3月31日から施行する。

附 則 この会則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この会則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 この会則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則 この会則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 この会則は、令和7年4月1日から施行する。

広島市ファミリー・サポート・センター

TEL (082) 246-4455

FAX (082) 246-9109

E-mail : h-famisapo@kenkou.city.hiroshima.jp

〒730-0052 広島市中区千田町三丁目8-6

広島市健康づくりセンター

健康科学館内



健康科学館HP

- 開館日・時間 / 火～日曜日 午前9時～午後5時
- 休み / 毎週月曜日（祝・休日の場合、開館）
祝日の翌日（土・日の場合、開館）
年末年始、臨時休館日あり



交通案内

*なるべく公共交通機関でお越し下さい。

【電車】広島電鉄「広電本社前」下車（徒歩3分）

- 1号 「広島駅」－「紙屋町東」－「広島港」
- 3号 「広電西広島」－「紙屋町西」－「広電本社前」
- 7号 「横川駅」－「紙屋町西」－「広島港」

【バス】都市循環線（まちのわらう）「広電本社前」下車（徒歩3分）

- 301（左回り）「広島駅新幹線口」－「八丁堀」－「広島駅」
- 302（右回り）「広島駅」－「大学病院前」－「広島駅新幹線口」

広電バス「御幸橋」下車（徒歩5分）

- 12号 「東浄小学校前」－「八丁堀」－「仁保沖町」

広島バス「広電本社前」下車（徒歩3分）

- 50号 「広島駅」－「アルパーク」

補償保険制度について

----- 補償保険の目的 -----

会員間での解決を基本原則としますが、会員相互の万一の事故に備えて、センターで補償保険に加入しています。会員になると自動的に「サービス提供会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼こども傷害保険」の3つの保険に加入することになります。

（保険料については、センターが負担します）

サービス提供会員傷害保険

提供会員が、援助活動中や、援助活動のため自宅と援助を受けるこども宅や保育園などへの往復途上（自宅との通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被ったときや熱中症となった場合に補償します。

事 由	保険金額（補償額）	保険金をお支払いする場合
死亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 12万円～300万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	2,000円	事故日より180日以内
手術	2,000円×所定倍率	事故日より180日以内で1回に限る
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内で90日を限度

賠償責任保険

提供会員が、活動中、監督ミスや提供した飲食物が原因でこどもや他人の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、センターまたは提供会員が負担する賠償金等を補償します。

項 目	填補限度額（補償額）
施設賠償責任（対人・対物合算）	2億円（1名・1事故）
生産物賠償責任（対人・対物合算）	2億円（1名・1事故）
初期対応費用	1,000万円（1事故）
訴訟対応費用	1,000万円（1事故）
受託者賠償責任（損壊・紛失・盗難・詐取）	10万円（1事故）

※自動車で送迎をしてけがをした場合は、サービス提供会員傷害保険と依頼こども傷害保険は適用されますが、賠償責任保険は適用されません。

※依頼会員のこどもが、提供会員宅の財物を破損したり、提供会員の家族にけがをさせたりした場合等、提供会員に対し、自己負担額に応じて60,000円を限度に支払うお見舞金もあります。

依頼こども傷害保険

依頼会員のこどもが、援助活動中や、援助活動のため自宅と援助を受けるこども宅や保育園などへの往復途上（自宅との通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被ったときや熱中症となった場合、提供会員の過失の有無にかかわらず補償します。

事 由	保険金額（補償額）	保険金をお支払いする場合
死亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 12万円～300万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	1,000円	事故日より180日以内で30日を限度
手術	1,000円×所定倍率	事故日より180日以内で1回に限る
通院（1日）	1,000円	事故日より180日以内で90日を限度